

1. 計画策定の背景・目的

本市では、道路整備に合わせ、高木や低木などの街路樹や植樹帯の設置を積極的に推進してきましたが、年数の経過とともに巨木化や老木化が進行し、信号機や標識の視認の妨げ、歩道の根上りによる段差の発生、倒木や落枝、落葉に起因する排水施設の詰まりによる道路冠水の発生など、市民生活に様々な影響を及ぼしています。また、今後の急速な人口減少や高齢化の進行、自然災害の激甚化・頻発化、本市の財政状況など、様々な社会状況が変化中、限られた維持管理コストで効果的かつ持続可能なマネジメントを実現していくことが求められます。

これらの状況を踏まえ、官民共創のもと、安全・安心な道路空間づくりや、まちなかの良好な公共空間の創出に貢献できるよう、「いわき市街路樹管理計画」を策定するものです。

2. 現状と課題

(1) 街路樹等の管理数

令和6年7月現在、計139路線に高木8,133本、中木1,289本、低木65,028㎡が植栽されています。市街地などの状況から、平、小名浜地区で街路樹が設置されている路線全体の約6割以上が植栽されています。

(2) 管理予算

維持管理予算は現在、年約8,700万円程度であり、剪定などに約5,000万円、除草に約3,000万円となっています。

(3) 課題

植栽後40年以上が経過し、繁茂した樹木による視認の妨げや歩行空間への悪影響などを引き起こしています。

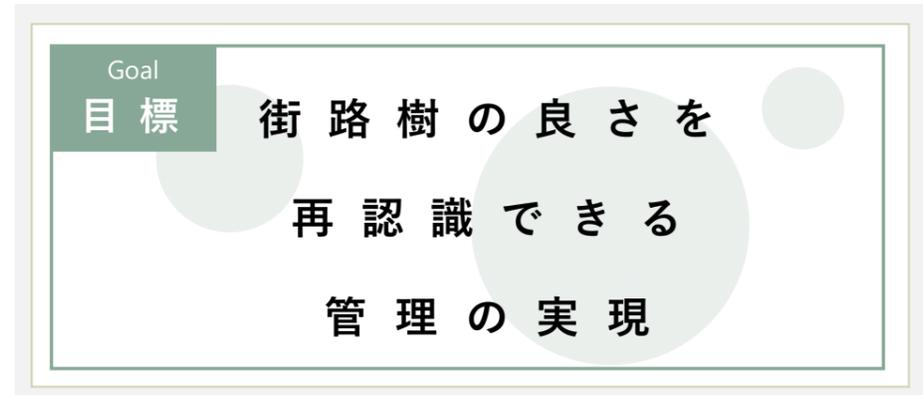
また、市民ニーズの多様化や維持管理コストの上昇など、様々な問題が顕在化しています。



3. 目標と方針

(1) 管理目標の設定

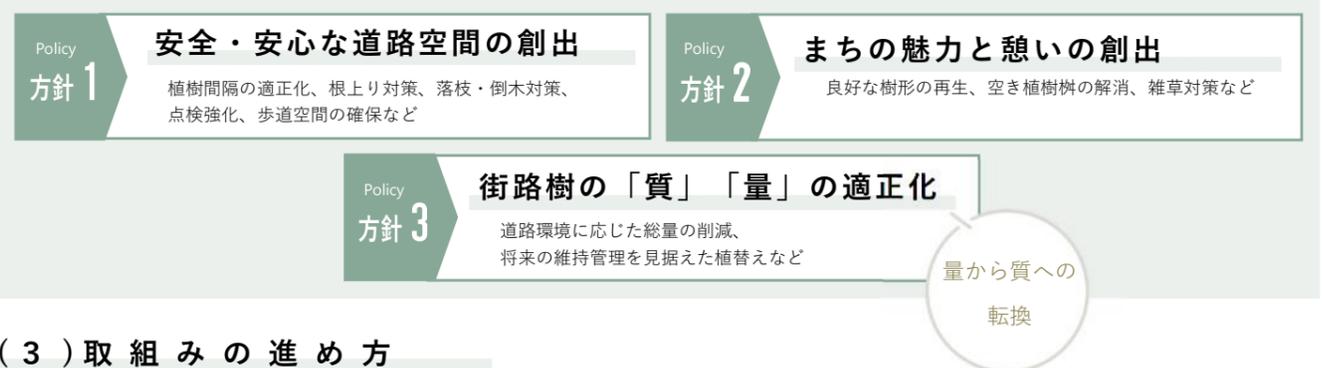
街路樹管理目標の設定にあたっては、「安全・安心」「公共空間」「持続可能性」の3つの課題解決の視点を踏まえ、街路樹管理の目標を以下のとおり設定します。



総量の適正化やメリハリのある維持管理により質の高い街路樹づくりを進め、安全かつ快適な空間の提供に繋げることで、道路を利用する方それぞれに居心地が良いと感じてもらえる場所を創出できるよう取り組みます。

(2) 目標達成に向けた管理方針

目標の実現に向け、以下の方針を掲げ、維持管理を進めていきます。



(3) 取り組みの進め方

取り組みにあたっては、「維持管理基準」「整備基準」として整理し、各基準に則って実施します。

維持管理基準	整備基準
▶ 既にある街路樹の管理に関するもの	▶ 道路新設・改修時などの植栽に関するもの
<ul style="list-style-type: none"> ● メリハリある維持管理に向けた路線選定 ● 総量適正化に向けた削減方法 ● 目標樹形の形成に向けた管理方法 ● 課題解消に向けた対応方法 	<ul style="list-style-type: none"> ● 植栽の際の調査・計画 ● 植栽の際の樹種の選定 etc

4. 維持管理基準

(1) メリハリのある維持管理

現状、限られた維持管理予算の中で、定期的な剪定などのほか、地区要望や市民からの苦情などに対し、十分な対応ができていない状況にあります。この状況を踏まえ、今後も一律的な管理水準での維持管理は困難であることから、メリハリをつけた管理を進める必要があります。

そのため、街路樹が植栽されている市道 139 路線を「予防保全路線」「事後保全路線」に区分し、それぞれの維持管理レベルに応じた取り組みを進めていきます。



(2) 総量適正化に向けた削減方法

● 適切な植栽間隔の設定

街路樹の過密化による生育環境が悪化、樹勢衰退による枯枝の発生など、市民生活に支障を来している状況を踏まえ、今後は、植栽間隔を 10m 以上確保できるように、間引きを進めます。

植栽間隔
10m以上を確保

● 適切な植栽位置の設定

道路空間の安全性や快適性の確保に向け、歩道有効幅員が 2.0m 未満の路線については街路樹の撤去を進めます。また、交差点内及びその周辺についても、視認性を高めるため、撤去を進めます。

歩道有効幅員
2.0m以上を確保※

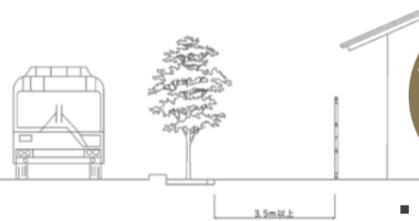
※ 上記のうち都市機能誘導区域内は、歩道有効幅員を3.5m以上確保する。

5. 整備基準

今後、新規整備や既存改修の際の植栽については、管理上の課題のほか、予算規模に応じた総量の適正化などの観点から、次のとおり設置基準を定めます。

● 設置基準

歩道有効幅員
3.5m未満は植栽しない※



※ 都市機能誘導区域内は、3.5m以上でも植栽せず、賑わいづくりなど多様な空間活用を図る。

● 樹種の選定

併用植栽は行わない

落葉広葉樹
中高木を採用

必要に応じ常緑広葉樹を検討

■ 適正量の計画的な維持管理に向け、中高木と低木の併用植栽は行わない。
■ 変化に富んだ魅力ある道路空間を創出するため、落葉広葉樹を採用する。
■ 10m以上になる高木は採用しない。
■ 騒音緩和や防塵など、周辺状況や目的に応じて、常緑広葉樹についても検討を行う。

6. 計画的な維持管理の推進

(1) 将来的な管理数の試算

今後は、街路樹に期待される機能を発揮できるように、メリハリのある管理により、量から質への転換を進めます。その実現にあたっては、適切な植栽間隔や植栽位置を設定し、間引き等を進め、街路樹量の適正化を図ります。適正化後の管理本数（試算）は、以下のとおりです。



総量の適正化及びメリハリのある管理への転換を図り、現在の予算規模ベースにおいても、計画的かつ持続可能な維持管理を進め、質の高い街路樹づくりにより、良好な道路環境の創出を目指します。

(2) 計画的な維持管理による道路空間イメージ

道路を利用する皆様をはじめ、地域住民の皆様にとって良好な道路空間を提供できるように、取り組みを進めていきます。

